

諸前提について異なる仮定を置いた場合 ②

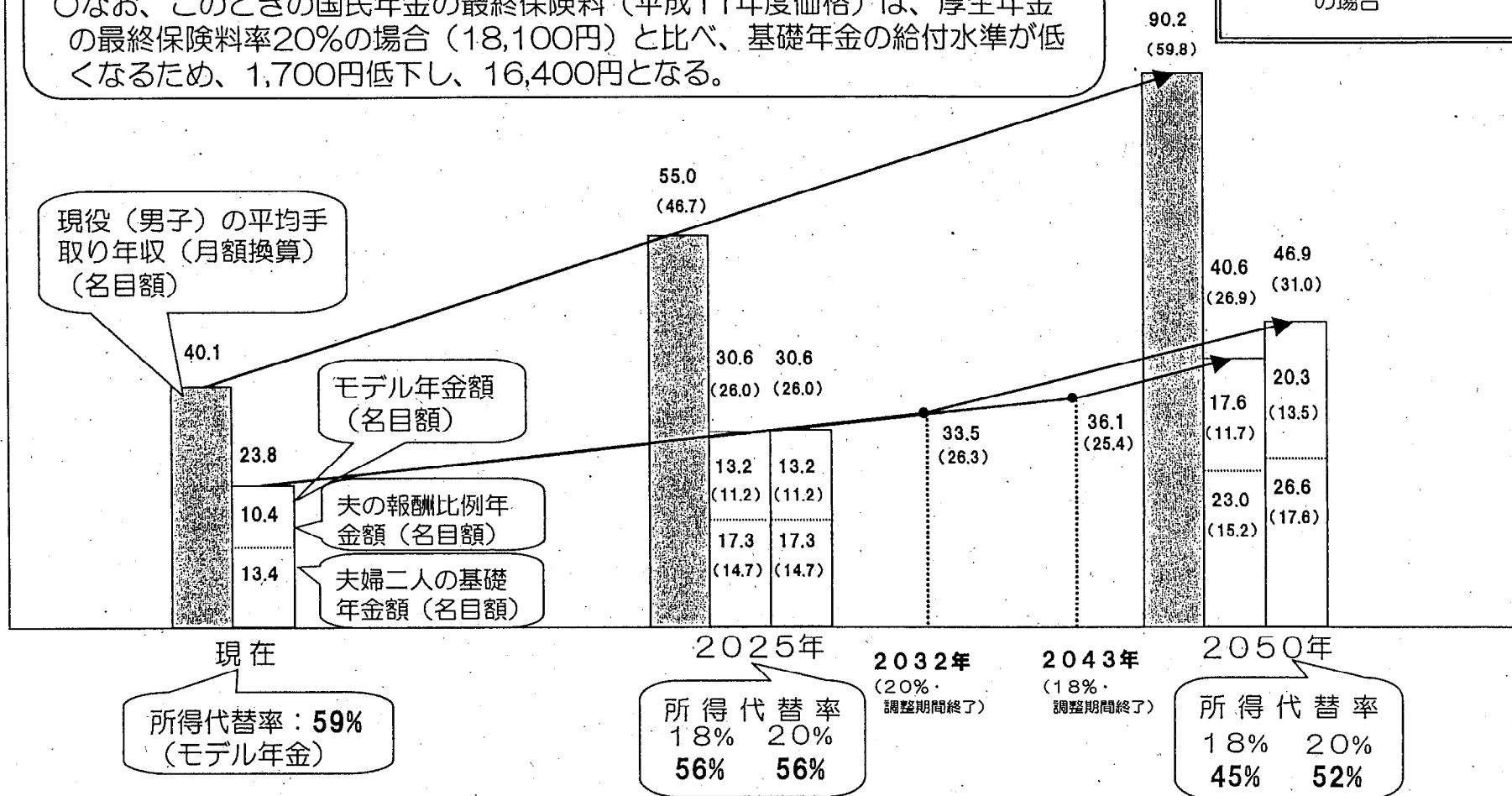
厚生年金の最終保険料率を18%とした場合（保険料固定方式）

ーマクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合

名目金額
(万円)

○厚生年金の最終保険料率を18%とすると、基準ケース（最終保険料率20%）と比べ、給付水準調整期間が長くなる（2032年→2043年）とともに、最終的な給付水準が低くなる。（モデル年金でみた所得代替率 52%→45%）
○なお、このときの国民年金の最終保険料（平成11年度価格）は、厚生年金の最終保険料率20%の場合（18,100円）と比べ、基礎年金の給付水準が低くなるため、1,700円低下し、16,400円となる。

青色・・・最終保険料率20%
（基準ケース）の場合
赤色・・・最終保険料率18%
の場合



※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したもの。

※ 基礎年金国庫負担割合は、次期制度改正時に、安定した財源（平成16年度2.7兆円（平成11年度価格）その後所要財源は増加。）を確保し、1/2に引き上げて計算している。

基礎年金国庫負担割合を1/2に引き上げなかった場合（保険料固定方式）
 ーマクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合

○基礎年金国庫負担割合を1/3にとどめると、基準ケース（1/2）と比べ、給付水準調整期間が長くなる（2032年→2043年）とともに、最終的な給付水準が相当低下する。（モデル年金でみた所得代替率52%→45%）

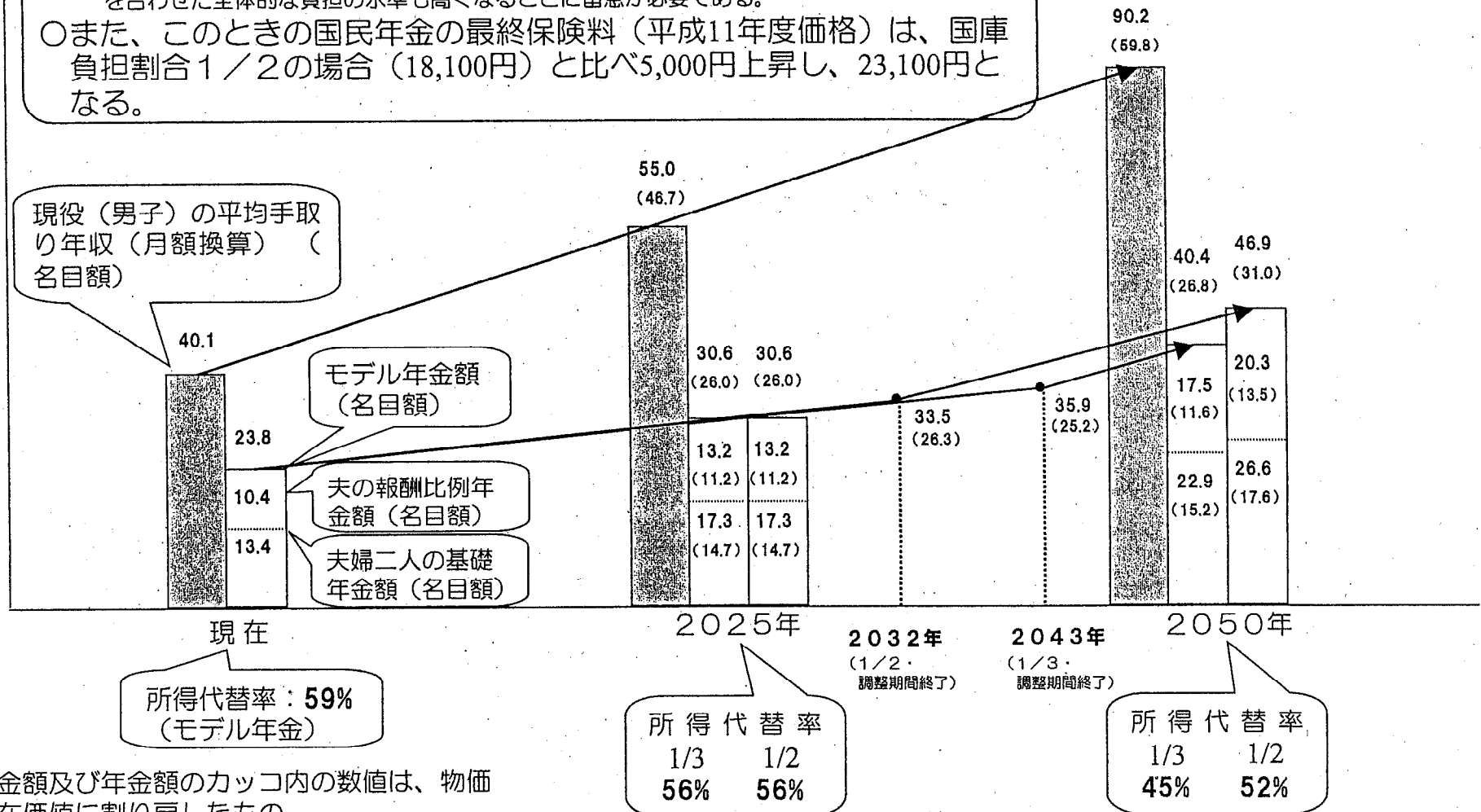
※ なお、基礎年金国庫負担割合1/2の場合、1/3にとどめた場合と比べ、最終的な給付水準が高くなることから、給付に要する費用が多くなり、これを賄うために必要となる社会保険料と税を合わせた全体的な負担の水準も高くなることに留意が必要である。

○また、このときの国民年金の最終保険料（平成11年度価格）は、国庫負担割合1/2の場合（18,100円）と比べ5,000円上昇し、23,100円となる。

青色・・・次期制度改正時に1/2に引き上げの場合

赤色・・・1/3にとどめた場合

名目金額
 (万円)



※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。

(3) 現在受給している年金の取扱い

- 将来世代に対して保険料負担の引上げや給付水準の調整を求めることとする場合、世代間の公平の観点から、現在の年金受給者に対しても一定の給付水準の調整を求めていくことが必要との意見
- 年金受給者の生活の安定も考慮が必要(賃金や物価が下落する場合を除き名目水準は維持)
- スライドの調整や年金課税(公的年金等控除)の見直しの検討

(4) 少子化、女性の社会進出、就業形態の変化に対する対応

公的年金制度における次世代育成支援策

- 現在の育児休業期間に対する配慮措置を拡充し、多様な働き方の実現と併せて、育児期間において収入が減少する場合に、将来の年金額計算において配慮を行うこと等の検討
- 年金資金を活用した次世代育成支援策の検討

支え手を増やす取組

- 多様な働き方への対応 — 短時間労働者等に対する厚生年金の適用
- 高齢者の就労促進 — 在職老齢年金制度の見直し等(就労に対してできる限り中立的となる新たな仕組みの検討)

女性と年金をめぐる問題

- 第3号被保険者制度 — 4つの見直し案を整理